

令和 8 年 1 0 月 1 日

リゾートトラスト健康保険組合
理事長 佐々木 征磁

組合規約の変更について

リゾートトラスト健康保険組合規約の一部を以下のとおり変更しましたので、健康保険法施行令第 3 条第 2 項により公告いたします。

規 約 変 更 書

リゾートトラスト健康保険組合規約の一部を次のように改正する。

1. (会計年度所属区分)

(変更前)

第 4 5 条 収入の会計年度所属は、次の各号による。

- (1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合（社会保険診療報酬支払基金を経由するものにあつては、支払基金とする。）がその請求を受理した日の属する年度

(変更後)

第 4 5 条 収入の会計年度所属は、次の各号による。

- (1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費

についてはこの組合（医療情報基盤・診療報酬審査
支払機構を経由するものにあつては、医療情報基盤
・診療報酬審査支払機構とする。）がその請求を受理
した日の属する年度

2.（準備金の保有方法）

（変更前）

第47条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。

（1）～（8） 略

（9）社会保険診療報酬支払基金への委託金

（10）～（12） 略

2 略

（変更後）

第47条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。

（1）～（8） 略

（9）医療情報基盤・診療報酬審査支払機構への委託金

（10）～（12） 略

2 略

附 則

（施行期日）

この規約は、令和8年10月1日から施行する。